

株 主 各 位

京都市下京区東塩小路高倉町2番の1

株式会社 **キング**
取締役社長 山 田 幸 雄

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災されたみなさまに謹んでお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府吹田市豊津町1番7号 当社大阪店 10階ホール
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.king-group.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の傾向が見られましたが、中国をはじめとする海外経済の減速リスクが懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

アパレル業界におきましても、消費増税後の消費者の衣料品に対する節約志向は依然として根強く、今後も消費マインドの抑制が懸念され、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと当社グループではお客様にご満足いただける「強いものづくり」に基軸を置き、独自性・複雑性の徹底追求、高品質・高感度な商品作りに引き続き注力するとともに、売上高の拡大に向けてショップ開発を推進し、店頭運営力の更なる向上や生産管理の強化、経費の効率使用に努めてまいりました。

しかしながら、売上高は前期比4.0%減少の122億60百万円、営業利益は前期比36.1%減少の6億66百万円、経常利益は前期比22.4%減少の10億46百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.1%減少の6億47百万円となりました。

事業セグメント別の状況は以下のとおりであります。

アパレル事業

「強い商品力」がアパレル事業の大前提であるという認識のもと、企画部門は高品質・高感度な「ものづくり」を目指して、ブランドコンセプトの明確化と差別化を徹底し、クリエイション力・マーチャンダイジング力を強化して、更なる独自性と複雑性の追求に取り組みました。そして新たにパリの老舗バッグメーカー「MORABITO」社と提携し、ウェアとしては世界で初めてとなる新ブランド「MORABITO STYLE」を2016年春に店頭展開いたしました。

営業部門は質の向上を伴った売上高の拡大を最重要課題として、店頭運営力の更なる向上に努めるとともに、人材・能力を重視したショップ開発を推進してまいりましたが、衣料品に対する消費マインドの低下により、売上高は前期比3.0%減少の113億17百万円、営業利益は前期比26.6%減少の7億81百万円となりました。

テキスタイル事業

自己完結型のビジネススタイルを堅持しながら次世代育成も含めた継続性のある組織体制構築に取り組み、一方で「ヴィンテージコレクション」を中心とした意匠力の再整備や、素材・加工方法の開発推進による提案力の向上、そしてビジネス全般における対応力強化を推進して、企画提案型テキスタイルコンバーターとしての機能充実と新たな可能性追求に努めましたが、アパレル各社の発注抑制等の影響を受け、売上高は前期比14.8%減少の9億43百万円、営業利益は前期比58.5%減少の24百万円となりました。

(企業集団の事業セグメント別売上高)

区 分	第 68 期 平成26年4月～平成27年3月		第 69 期 (当連結会計年度) 平成27年4月～平成28年3月		前期比 増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ア パ レ ル	11,661 百万円	91.3 %	11,317 百万円	92.3 %	△3.0 %
テ キ ス タ イ ル	1,107	8.7	943	7.7	△14.8
合 計	12,769	100.0	12,260	100.0	△4.0

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は3億24百万円で、主にアパレル部門における専門店・百貨店の店頭内装設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、先行き不透明な経済環境が消費マインドに与える影響も懸念され、難しい経営環境が継続するものと予想されます。

このような環境のもと当社グループでは、お客様にご満足いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、独自性・複雑性の徹底追求、高品質・高感度な商品作りに引き続き注力するとともに、店頭運営力の更なる向上、生産管理の強化、経費の効率使用に努め、科学（構造式）をベースに、感性（想像力）を駆使して、継続的、安定的に質の高い事業内容を目指すべく全力を傾注する所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
		平成24年4月～ 平成25年3月	平成25年4月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 平成27年3月	(当連結会計年度) 平成27年4月～ 平成28年3月
売 上 高 (百万円)		13,729	13,496	12,769	12,260
経 常 利 益 (百万円)		1,334	1,571	1,347	1,046
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		787	914	780	647
1株当たり当期純利益 (円)		38.49	47.19	40.41	33.74
総 資 産 (百万円)		22,103	22,550	23,189	22,839
純 資 産 (百万円)		18,316	18,955	19,555	19,700

(注) 第69期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ポ ー ン	10 百万円	100.0 %	テキスタイルの卸売
株式会社 エ ス 企 画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の卸売
株式会社 キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売・物流並びに事務業務の代行等

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であり、持分法適用会社はありません。
2. 当連結会計年度の売上高は、122億60百万円(前期比4.0%減少)となりました。また、経常利益は10億46百万円(前期比22.4%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は6億47百万円(前期比17.1%減少)となりました。
3. 平成28年3月29日付にて株式会社プリンスエイジェンシーは清算終了いたしました。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル(レディスアパレル、ファッショングッズ)、テキスタイル(プリント服地、無地先染服地)の卸売販売を行っており、製造は当社グループの商品企画に基づき協力メーカー(一部商社経由)に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会 社 名	区 分	名 称	所 在 地
株式会社 キング	当 社	東 京 本 社 大 阪 店 京都本店(登記上の本店)	東 京 都 品 川 区 大 阪 府 吹 田 市 京 都 府 京 都 市
株式会社 ポーン	子 会 社	本 社 (渋谷店)	東 京 都 渋 谷 区
株式会社 エス企画	子 会 社	本 社 (東京本社)	東 京 都 品 川 区
株式会社 キングアパレルサポート	子 会 社	本 社 (東京本社)	東 京 都 品 川 区

(注) 1. 名称の()内はグループ内における店舗名称であります。

2. 平成28年3月29日付にて株式会社プリンスエイジェンシーは清算終了いたしました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
233 名	8 名減	44.0 才	14.1 年

(注) 上記の他に期中平均221名の臨時従業員(店頭販売員等)を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社 三菱東京UFJ銀行	280 百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,572,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 24,771,561株 |
| (3) 株主数 | 4,299名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	1,140 千株	6.00 %
キ ン グ 共 栄 会	1,115	5.87
一 般 財 団 法 人 山 田 育 英 財 団	1,037	5.46
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	930	4.89
株 式 会 社 中 央 倉 庫	914	4.81
株 式 会 社 京 都 銀 行	842	4.43
有 限 会 社 ワ イ ・ エ ン タ ー プ ラ イ ズ	800	4.21
山 田 幸 雄	731	3.85
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	503	2.65
三 井 物 産 株 式 会 社	475	2.50

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式 5,765千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 田 幸 雄	
取 締 役 専務執行役員	石 井 修 二	管理部門管掌 兼 京都本店長
取 締 役 専務執行役員	四反田 孝	企画統轄 兼 東京本社店長
取 締 役 常務執行役員	堀 武 美	アヴェニュー事業部長 兼 営業統轄
取 締 役 常務執行役員	長 島 希 吉	ライセンス事業部長 兼 東日本地区営業統轄
取 締 役	鈴 鹿 且 久	株式会社聖護院八ッ橋総本店 代表取締役社長 京都広告協会理事長 特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長 京都府産業教育振興会会長
常 勤 監 査 役	苗 村 尚 志	
監 査 役	北 村 茂 昭	税理士 北村茂昭税理士事務所所長
監 査 役	平 居 新 司 郎	公認会計士 平居公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 鈴鹿且久氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 北村茂昭氏、平居新司郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 北村茂昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6名	112百万円
監 査 役	3名	17百万円
合 計 (社 外 役 員)	9名 (3名)	129百万円 (12百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議（平成19年6月28日）による限度額は、取締役 年額240百万円、監査役 年額45百万円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額21百万円(取締役6名に対して20百万円、監査役3名に対して1百万円)が含まれております。
3. 上記以外に使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）65百万円があります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	他 の 法 人 等 の 兼 任 状 況
取 締 役	鈴 鹿 且 久	株式会社聖護院ハッ橋総本店代表取締役社長、京都広告協会理事、特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長及び京都府産業教育振興会会長であり、当社と各法人等との間には重要な取引関係はありません。
監 査 役	北 村 茂 昭	北村茂昭税理士事務所所長であり、当社と北村茂昭税理士事務所との間には取引関係はありません。
監 査 役	平 居 新 司 郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所との間には取引関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 鹿 且 久	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	北 村 茂 昭	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	平 居 新 司 郎	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

20百万円

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

20百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、活動推進部門を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置すると共に、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

ロ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うものとする。

ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。

ハ) 年度事業計画等経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役、執行役員及び各事業部門長により構成された事業部会議において、原則として月1回各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

- 二) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。
- ロ) 子会社の損失の危機の管理に関する規程及びその他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を確保する。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社会議等を通しての互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。
- 二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
- ロ) 当社グループの取締役及び使用人が上記イ)の報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

ハ) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めるとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。

ニ) 監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

ホ) 監査役の職務執行について生ずる費用等の支払に備え、毎年一定額の予算を設けると共に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「コンプライアンス基本方針」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を実施しております。当社グループの「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりです。

①コンプライアンス

当社グループでは「コンプライアンス基本方針」並びに「キンググループ行動規範」を制定しており、入社時の教育実施、及び全社員を対象とした「コンプライアンスセミナー」を毎年実施し、法令、定款を遵守し、倫理を尊重した行動ができるようにする取組みを継続的に行っております。また、「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

②損失危機の管理

損失危機の管理につきましては「危機管理委員会」を年2回定期的に開催し、各担当部門より「危機管理規程」に基づくリスクについて報告・対策を行い、リスクの低減・回避に向けて速やかに適切な対応策を実施すると共に、報告・対策の内容については取締役会へ報告しております。

③取締役の職務の執行

取締役会におきましては、定例及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款その他社内規程に定められた事項を決議すると共に企業戦略・事業計画等の方向性を決定しております。また、取締役、執行役員及び事業部門長で構成される事業部会議におきましては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

④内部監査

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況につきましては、当社内部監査室において会計監査人と連携し、「基本計画書」に基づいたモニタリングを実施し、評価・整備を行い、改善を進めております。内部統制の「基本計画書」の内容については、毎年取締役会の承認を受けると共に、整備・運用評価の進捗状況は管理部門管掌役員に随時報告しております。

⑤監査役の職務の執行

監査役会は監査計画に則り、経営陣に対する業務監査のための情報収集や会計監査のための資料分析を行い、その内容を監査報告として取締役会で意見を述べると共に、事業部会議において取締役を含む各事業部門の執行責任者に対し課題を指摘しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、① アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化しての高感度・高品質な商品開発力、③ 優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④ 当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤ 充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、平成25年5月9日開催の取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、平成25年6月27日開催の定時株主総会における株主の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という）の更新を決議いたしました。

なお、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ) 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めるものです。

ロ) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

ハ) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様のご意思を確認するよう勧告することがあります。

ニ) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ) 対象となる買付等

本プランは下記(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という)がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という)は、予め本プランに定める手続に従うこととします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として認識しており、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めるとともに、内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標といたします。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)		科 目	(ご参考)	
	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	11,912	11,434	流動負債	2,755	2,406
現金及び預金	8,143	7,687	支払手形及び買掛金	981	960
受取手形及び売掛金	1,429	1,359	短期借入金	380	380
商 品	1,969	2,036	未 払 金	389	320
原材料及び貯蔵品	44	31	未 払 法 人 税 等	329	224
繰延税金資産	141	119	未 払 消 費 税 等	139	34
そ の 他	208	217	賞 与 引 当 金	300	254
貸倒引当金	△24	△17	役 員 賞 与 引 当 金	27	21
			そ の 他	208	210
固定資産	11,276	11,404	固定負債	878	732
有形固定資産	5,827	5,740	長期借入金	50	-
建物及び構築物	1,955	1,878	繰延税金負債	46	3
土 地	3,558	3,558	退職給付に係る負債	284	225
そ の 他	312	303	資産除去債務	101	107
			長期未払金	167	167
			そ の 他	229	229
無形固定資産	60	472	負債合計	3,634	3,138
投資その他の資産	5,388	5,191	(純資産の部)		
投資有価証券	1,483	1,305	株 主 資 本	19,145	19,372
長期貸付金	7	5	資 本 金	2,346	2,346
繰延税金資産	4	-	資 本 剰 余 金	8,127	8,127
投資不動産	2,431	2,411	利 益 剰 余 金	10,247	10,605
差入保証金	730	728	自 己 株 式	△1,575	△1,705
そ の 他	749	758	その他の包括利益累計額	409	328
貸倒引当金	△18	△18	その他有価証券評価差額金	420	305
			退職給付に係る調整累計額	△10	22
資産合計	23,189	22,839	純資産合計	19,555	19,700
			負債及び純資産合計	23,189	22,839

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	12,769	12,260
売上原価	5,588	5,406
売上総利益	7,180	6,854
販売費及び一般管理費	6,136	6,187
営業利益	1,043	666
営業外収益		
受取利息	15	14
受取配当金	29	29
その他	422	478
営業外収益合計	467	522
営業外費用		
支払利息	4	3
その他	159	139
営業外費用合計	163	143
経常利益	1,347	1,046
特別利益		
固定資産売却益	2	0
特別利益合計	2	0
特別損失		
固定資産除却損	23	37
社会保険料追加負担金	28	-
特別損失合計	51	37
税金等調整前当期純利益	1,297	1,008
法人税、住民税及び事業税	448	326
法人税等調整額	68	35
法人税等合計	517	361
当期純利益	780	647
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	780	647

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計	
当 期 首 残 高	2,346	8,127	10,247	△1,575	19,145	420	△10	409	19,555
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△289		△289			-	△289
親会社株主に帰属する当期純利益			647		647			-	647
自 己 株 式 の 取 得				△130	△130			-	△130
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					-	△114	32	△81	△81
当 期 変 動 額 合 計	-	-	357	△130	227	△114	32	△81	145
当 期 末 残 高	2,346	8,127	10,605	△1,705	19,372	305	22	328	19,700

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は、(株)ポーン、(株)エス企画、(株)キングアパレルサポートの3社であります。

前連結会計年度において連結子会社でありました(株)プリンスエイジェンシーは、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商 品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産及び投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理額

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		5,816百万円
(2) 投資不動産の減価償却累計額		154百万円
(3) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額		61百万円
(4) 保証債務		
(保証先)	(保証額)	
パートナーショップ等 19件	15百万円	金融機関借入保証
計	15百万円	

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	24,771,561	-	-	24,771,561

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	289	15	平成27年3月31日	平成27年6月11日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	247	13	平成28年3月31日	平成28年6月13日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先による金融機関からの借入金の一部に対し債務保証を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的にしたものであり、返済期限は決算日後1年以内であります。なお、短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,687	7,687	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,359	1,359	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,270	1,270	-
資産計	10,317	10,317	-
(1) 支払手形及び買掛金	960	960	-
負債計	960	960	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	34

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,687	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,359	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	9,046	-	-	-

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社は、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸駐車場等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額 (百万円)			連結決算日における 時価 (百万円)
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
3,556	△31	3,524	4,252

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、賃貸等不動産の補修によるもの	25百万円
減少は、賃貸等不動産の減価償却等	47百万円

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他(売却損益等) (百万円)
401	136	265	-

7. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	1,036円 54銭
1株当たり当期純利益	33円 74銭

8. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

9. その他の注記
(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円
当期末残高	107百万円

(その他追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が8百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (平成27年3月31日)	当 事 業 年 度 (平成28年3月31日)	科 目	(ご参考) 前事業年度 (平成27年3月31日)	当 事 業 年 度 (平成28年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	10,369	10,022	流動負債	2,486	2,243
現金及び預金	7,068	6,669	支払手形	144	158
受取手形	0	-	買掛金	718	701
売掛金	1,026	1,020	短期借入金	380	380
商物品	1,963	2,021	未払借金	498	452
前払費用	64	48	未払費用	41	35
繰延税金資産	124	107	未払法人税等	268	193
未収入金	110	123	未払消費税等	79	9
その他の	28	42	賞与引当金	224	184
貸倒引当金	△18	△12	役員賞与引当金	27	21
			その他	105	107
固定資産	11,308	11,436	固定負債	822	770
有形固定資産	5,823	5,736	繰延税金負債	45	-
建築物	1,941	1,866	退職給付引当金	269	257
構築物	11	9	資産除去債務	94	101
車両運搬具	11	7	長期未払金	167	167
工具、器具及び備品	300	294	長期預り保証金	245	244
土地	3,558	3,558	負債合計	3,308	3,013
			(純資産の部)		
無形固定資産	60	470	株主資本	17,948	18,139
ソフトウェア	40	26	資本金	2,346	2,346
その他	20	443	資本剰余金	8,127	8,127
			資本準備金	8,127	8,127
投資その他の資産	5,424	5,230	利益剰余金	9,051	9,372
投資有価証券	1,483	1,305	利益準備金	587	587
関係会社株式	48	38	その他利益剰余金	8,464	8,785
破産更生債権等	9	7	別途積立金	6,780	7,180
繰延税金資産	-	6	繰越利益剰余金	1,684	1,605
投資不動産	2,431	2,411	自己株式	△1,575	△1,705
差入保証金	730	728	評価・換算差額等	420	305
その他	739	750	その他有価証券評価差額金	420	305
貸倒引当金	△18	△18	純資産合計	18,368	18,445
資産合計	21,677	21,459	負債及び純資産合計	21,677	21,459

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売 上 高	11,437	11,100
売 上 原 価	4,682	4,579
売 上 総 利 益	6,754	6,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,939	6,019
営 業 利 益	815	501
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	12
受 取 配 当 金	29	29
そ の 他	409	454
営 業 外 収 益 合 計	452	496
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	3
そ の 他	162	140
営 業 外 費 用 合 計	165	143
経 常 利 益	1,102	854
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	0
子 会 社 清 算 益	-	87
特 別 利 益 合 計	2	87
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	37
社 会 保 険 料 追 加 負 担 金	28	-
特 別 損 失 合 計	51	37
税 引 前 当 期 純 利 益	1,052	904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	359	262
法 人 税 等 調 整 額	65	30
法 人 税 等 合 計	425	292
当 期 純 利 益	627	611

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利益剰余金		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,346	8,127	8,127	587	6,780	1,684	9,051
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			-			△289	△289
当 期 純 利 益			-			611	611
別 途 積 立 金 の 積 立			-		400	△400	-
自 己 株 式 の 取 得			-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	400	△78	321
当 期 末 残 高	2,346	8,127	8,127	587	7,180	1,605	9,372

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,575	17,948	420	420	18,368
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△289		-	△289
当 期 純 利 益		611		-	611
別 途 積 立 金 の 積 立		-		-	-
自 己 株 式 の 取 得	△130	△130		-	△130
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△114	△114	△114
当 期 変 動 額 合 計	△130	190	△114	△114	76
当 期 末 残 高	△1,705	18,139	305	305	18,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商 品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	168百万円
長期金銭債務	15百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,809百万円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 154百万円

(4) 有形固定資産の圧縮記帳額 61百万円

(5) 保証債務

(保証先)	(保証額)	
パートナーショップ等 19件	15百万円	金融機関借入保証
計	15百万円	

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	194百万円
販売費及び一般管理費	1,301百万円
営業取引以外の取引高	5百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,460,998	304,660	-	5,765,658

(注) 自己株式の増加304,660株は、自己株式の取得304,600株、単元未満株式の買い取り請求60株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	9百万円
賞与引当金	57百万円
未払事業税	16百万円
未払事業所税	3百万円
退職給付引当金	78百万円
長期未払金	51百万円
一括償却資産	1百万円
ゴルフ会員権評価損	0百万円
投資有価証券評価損	72百万円
電話加入権評価損	8百万円
資産除去債務	31百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	358百万円
評価性引当額	△106百万円
繰延税金資産合計	252百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	3百万円
その他有価証券評価差額金	134百万円
繰延税金負債合計	138百万円
繰延税金資産の純額	114百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が8百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が150百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱キング アパレル サポート	所有 直接100%	業務委託	企画・販売の 事務業務委託	1,235	未払金	129

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

企画・販売の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 970円 52銭

1株当たり当期純利益 31円 85銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	94百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円
当期末残高	101百万円

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 キング
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 中村 源 ①
業務執行社員
指定社員 公認会計士 若山 聡 満 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

株式会社 キング
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 中村 源 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若山 聡 満 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査内容及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社 キ ン グ 監査役会

常勤監査役 苗 村 尚 志 ㊞

監 査 役 北 村 茂 昭 ㊞

監 査 役 平 居 新 司 郎 ㊞

(注) 監査役北村茂昭及び監査役平居新司郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、当社グループの事業・経営状況を理解し、事業環境の変化に合わせた経営戦略等を立案するとともに、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に遂行できる経験と能力を重視して指名しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やま だ ゆき お 山田 幸雄 (昭和22年9月18日)	昭和49年4月 当社入社 昭和53年3月 当社取締役総合開発部次長 昭和56年1月 当社常務取締役管理本部長 昭和58年10月 当社代表取締役社長 現在に至る	731,546株
2	いし い しゅう じ 石井 修二 (昭和23年12月26日)	昭和50年3月 当社入社 平成13年7月 当社総務部長兼情報システム部長 平成14年6月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長 平成16年6月 当社取締役管理部門管掌兼総務部長 兼京都本店長 平成19年7月 当社取締役常務執行役員管理部門管掌 兼大阪本社店長兼京都本店長 平成20年3月 株式会社プリンスエイジェンシー代表取締役社長 平成22年6月 株式会社キングアパレルサポート代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員管理部門管掌 兼京都本店長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員管理部門管掌 兼京都本店長 現在に至る	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	し た ん だ た か し 四反田 孝 (昭和27年9月29日)	昭和51年3月 当社入社 平成13年7月 当社第一事業部長 平成14年6月 当社執行役員第一事業部長 平成16年6月 当社取締役第一事業部長兼東京本社店長代行 平成21年4月 当社取締役執行役員ライセンス事業部長 兼企画統轄(東京本社担当) 平成21年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼企画統轄 平成23年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼ピエッサ事業部長兼企画統轄 兼東京本社店長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員企画統轄 兼東京本社店長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員企画統轄 兼東京本社店長 現在に至る	10,000株
4	ほ り た け よ し 堀 武 美 (昭和31年6月9日)	昭和54年3月 当社入社 平成13年4月 当社アパレル第一事業部東京営業部長 平成18年1月 当社第二事業部長 平成23年6月 当社執行役員アヴェニュー事業部事業部長代行 兼大阪店長代行 平成24年10月 当社執行役員アヴェニュー事業部長兼営業統轄 平成25年6月 当社常務執行役員アヴェニュー事業部長 兼営業統轄 平成26年6月 当社取締役常務執行役員アヴェニュー事業部長 兼営業統轄 平成28年4月 当社取締役常務執行役員アヴェニュー事業部長 兼インテリア事業部長兼営業統轄 現在に至る	6,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
5	ながしま きよし 長 島 希 吉 (昭和42年10月29日)	平成2年4月 当社入社 平成24年4月 当社アヴェニュー事業部東京営業部長 平成24年10月 当社ライセンス事業部長 平成25年6月 当社執行役員ライセンス事業部長 兼東日本地区営業統轄 平成27年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼東日本地区営業統轄 現在に至る	4,400株
6	すず か かつ ひさ 鈴 鹿 且 久 (昭和42年7月27日)	昭和47年4月 株式会社聖護院八ッ橋総本店入社 昭和55年12月 同社代表取締役社長 現在に至る 平成17年5月 社団法人京都府物産協会会長 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年2月 京都八ッ橋商工業協同組合理事長 平成20年6月 京都広告協会理事長 現在に至る 平成22年6月 特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長 現在に至る 平成23年7月 京都府産業教育振興会会長 現在に至る	520株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴鹿且久氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 鈴鹿且久氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長としての経営者の視点及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、同氏が社外取締役に就任されてからの年数は、本總會終結の時をもって11年であります。
4. 当社は鈴鹿且久氏との間で、法令の定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成25年6月27日開催の当社第66期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新（以下、更新後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認頂きましたが、現プランの有効期間は上記定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとされているため、現プランは平成28年6月29日開催予定の第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）の終了の時をもって有効期間が満了することになります。

この現プランの有効期間満了に先立ち、当社は現プラン導入後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上させるための取組みとして、更新の是非を含めその在り方について検討を加えてまいりました。

その結果、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、現プランを更新すること（以下、新たに更新するプランを「本プラン」という）いたしました。

つきましては、本プランへの更新について、ご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、① アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年におわたって培ってきたブランド力、② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化しての高感度・高品質な商品開発力、③ 優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④ 当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤ 充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社は「もの言わぬものに、もの言わせるものづくり」という社是と、「私たちは、常に社会と生活者を見つめ、たゆまぬ創造と変革を行い、より充実した生活にしよう」という企業理念のもと、

① ファッション産業という当社の本業に徹する。

② ベターアップ商品のクリエイションに特化し、素材・品質・着心地・ファッション性の全てにわたって、高品質・高感度な商品の提供を行い、お客様の満足を目指す。

③ 企業規模の大小にとらわれず、その存在価値が株主の皆様・取引先・社員等全ての利害関係者から明確に認められ、安定した収益と成長を確保できるエクセレントカンパニーを目指す。

という方針で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

今後とも更なる企業価値の向上に向け、市場変化に適応すべく既存事業や組織の再編・強化を実施するとともに、M&A等も視野にいれた事業拡大や新規事業の検討も進めてまいります。

尚、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めるとともに、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間配当金を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標としております。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討しております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、企業経営の「健全性」「透明性」「公正性」「遵法性」を確保することにより、企業価値を持続的に向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としており、企業統治の体制を整備しております。

当社では、取締役会において、企業戦略・事業計画等の方向性を決定する一方、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図るとともに、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入しております。

また、当社の取締役、執行役員及び事業部門長で構成する事業部会議においては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

同時に、当社では社外取締役による実効性の高い監督の実現と同時に社外監査役による取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しております。

この他に、全社委員会として、コンプライアンス委員会や危機管理委員会を設置し、法令遵守意識を徹底し行動規範を高めるとともに、危機に関する対応に備える等、内部統制に関する体制強化に努めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記Ⅰに記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するとともに、大量買付等が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に應じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランに更新することといたしました。

2. 本プランの概要

(1) 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めるものです。

(2) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

(3) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様のご意思を確認するよう勧告することがあります。

尚、本プランへの更新時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。

(4) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手続に従うこととします。

- ① 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等¹について、公開買付け⁴に係る株式等の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。独立委員会は、これを受けて、本必要情報が株主の皆様のご判断や独立委員会の評価・検討のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通じて、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸及び特別関係者（ファンドの場合は各組員その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。尚、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち非支配株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
 - ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
 - ⑤ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
 - ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日以内とする）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したものも含む）の提供が十分になされたとして独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間（原則として60日以内とする。ただし、独立委員会は、独立委員会の評価・検討等のために不十分であると合理的に認められる場合のみ、当該期間の延長（延長期間は最長30日とする）をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」とする）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討を行います。

また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

尚、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記

(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等(本新株予約権の無償割当て等の中止及び本新株予約権の無償取得を含む)に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

尚、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

ただし、下記(f)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(f) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(d)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関係諸法令または金融商品取引所規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含む）、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会及び株主総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。尚、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を受けて決議します。

- (a) 上記(1)「本プランに係る手続」(b)及び(c)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む)が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合

- (e) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不相当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本新株予約権の無償割当ての概要については、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

尚、当社取締役会は、関係諸法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等により合理的に必要と認められる軽微な変更に関し、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社の本定時株主総会にて株主の皆様にご承認をいただいて旧プランを改定・更新するものです。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会のご意思に基づくこととなっております。

また、本プランは、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が予め株主意思の確認を得るべき旨の留保をした場合には、当社取締役会は、実施の是非について、株主総会において株主の皆様意思を確認することができるとの仕組みを備えています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランには、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1)「本プランに係る手続」(d)及び(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (1)「本プランに係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時においては、本新株予約権の無償割当てを行わないため、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続」に記載する手続により、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

尚、上記3.(1)「本プランに係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日まで本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとし)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c)本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。尚、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時適切に公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

大株主の状況

平成28年3月31日現在

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1,140	4.60
キング共栄会	1,115	4.50
一般財団法人 山田育英財団	1,037	4.19
株式会社 三菱東京UFJ銀行	930	3.76
株式会社 中央倉庫	914	3.69
株式会社 京都銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	842	3.40
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	3.23
山田 幸雄	731	2.95
日本生命保険相互会社	503	2.03
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	475	1.92
計	8,489	34.27

(注) 1. 当社は自己株式5,765千株(23.28%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 記載株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役、または(3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、その者に関し、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
尚、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性
- (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを含む）
- (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
- (4) 本プランの廃止または変更
- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
- (6) 独立委員会の検討期間の設定
- (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。

- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (2) 買付者等との交渉・協議
- (3) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (5) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

渡辺 裕泰 氏

昭和 20 年 4 月 生まれ
 昭和 44 年 7 月 大蔵省（現 財務省）入省
 平成 7 年 5 月 近畿財務局長
 平成 14 年 7 月 国税庁長官 兼 東京大学教授
 平成 15 年 8 月 財務省財務総合政策研究所顧問（現任）
 平成 15 年 11 月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
 平成 16 年 4 月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

兼元 俊徳 氏

昭和 20 年 8 月 生まれ
 昭和 43 年 4 月 警察庁入庁
 平成 7 年 8 月 警察庁国際部長
 平成 8 年 10 月 国際刑事警察機構（ICPO-INTERPOL）総裁
 平成 13 年 4 月 内閣官房 内閣情報官
 平成 19 年 1 月 弁護士登録
 平成 19 年 2 月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー（現任）

鈴鹿 且久 氏

昭和 24 年 7 月 生まれ
 昭和 47 年 4 月 株式会社聖護院八ツ橋総本店入社
 昭和 55 年 12 月 同社代表取締役社長（現任）
 平成 17 年 5 月 社団法人京都府物産協会会長
 平成 17 年 6 月 株式会社キング取締役（現任）
 平成 19 年 2 月 京都八ツ橋商工業協同組合理事長
 平成 20 年 6 月 京都広告協会理事長（現任）
 平成 22 年 6 月 特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長（現任）
 平成 23 年 7 月 京都府産業教育振興会会長（現任）

※上記 3 氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」という）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者⁹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹⁰、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹¹（これらの者を総称し、以下、「非適格者」という）は、本新株予約権を行使することができないものとします。尚、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。尚、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

9 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

10 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。尚「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市豊津町1番7号 当社大阪店 10階ホール

